

## 先端設備等導入計画の申請方法（三木市）

下記の必要書類の原本各1部、写し各1部を三木市商工振興課の窓口に提出してください。

申請受付後に先端設備等導入計画を審査し、本市の導入促進基本計画に合致する場合に認定を行います。

認定書の発行と同時に、必要書類の写し各1部を申請者に返却します。

なお、先端設備等導入計画等の必要書類の作成にあたっては、三木市中小企業サポートセンターの相談、助言、書類の確認等を受けてください。申請書（原本）に三木市中小企業サポートセンターの受付印のあるもののみ三木市商工振興課の窓口で受付します。

### 申請時必要書類

#### 【新規申請の場合】

- 先端設備等導入計画に係る認定申請書
- 先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- 申請担当者連絡先

#### 【変更申請の場合】

- 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
- 先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- 申請担当者連絡先
- 旧先端設備等導入計画の写し（認定後返却されたもののコピー）

#### 【固定資産税の特例を受ける場合】

- 投資計画に関する確認書（認定支援機関が発行）
  - 従業員への賃上げ方針の表明を証する書面
- ※賃上げ方針のないものは固定資産税の特例措置の適用はありません。
- ※新規申請時に賃上げ方針が位置付けられていない計画については、変更申請により新たに賃上げ方針を位置付けることはできません。

#### 【所有権移転外リースの場合】

- リース契約見積書の写し
- リース料の軽減計算書

### 【太陽光発電関連設備について申請する場合】

太陽光発電関連設備については、先端設備等導入計画の申請時点で1年以上当市に存在する事業所に導入され、かつ、次のいずれかの要件を満たす設備が対象となります。

- (1) その発電電力の全部または一部を直接製品の生産、販売または役務の提供（売電事業を除く）の用に供するもの。
- (2) (1)に該当しないものについては、市内の事業所に常勤する従業員を雇用している事業者が設置するもの。

上記のいずれかの要件を満たしている事を証明するものとして、以下の書類を提出してください。

#### 要件(1)(2)に共通して必要な書類

- 登記簿謄本や開業届、賃貸契約書等の写し
- HP やパンフレット（市内事業所の様子が分かるもの）、又は市内事業所の地図と写真
- 設備の設置予定箇所の配置図
- 設備の仕様書

#### 要件(2)に該当する場合のみ上記に追加して必要な書類

- 雇用保険被保険者証の写し
- 従業員名簿（市内の事業所に常勤する従業員の分かるもの）
- 法人の場合は、法人市民税の課税状況を調べることの同意書

※固定資産税の特例を受ける場合は、別途、三木市税務課に償却資産（固定資産税）の税務申告、特例適用申請書（必要添付書類：投資計画に関する確認書、認定書の写し、認定を受けた計画の写し）の提出が必要です。

お問い合わせ先

三木市産業振興部商工振興課中小企業振興係（申請受付窓口）

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL 0794-82-2000 内 2231・2234 FAX 0794-82-9728

三木市中小企業サポートセンター（相談窓口）

〒673-0433 兵庫県三木市福井 1933 番地の 12 サンライフ三木 2 階

TEL 0794-70-8008 FAX 0794-70-8009

火曜日～土曜日（祝日・年末・年始除く）

午前 9 時～正午 午後 1 時～4 時 30 分

※経営相談窓口（相談料 無料） 要予約